

和福障第2434号  
令和4年1月31日  
(2022年)

各指定障害福祉サービス事業所 管理者 様  
各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅でのサービス利用の取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

各事業所の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限配慮した上での継続的なサービス提供に努めていただいているところと存じます。

年始から感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が全国的に急拡大しており、本市においても、複数の障害者支援施設・障害福祉サービス等事業所において、職員や利用者の感染事例やクラスター発生事例が報告されています。

このような状況において、各事業所で、利用者一人ひとりのアセスメントを行った結果、在宅における支援提供（在宅利用）の適用が必要とされる場合には、別に定める届出書を障害者支援課に提出し、適切な支援内容が認められた場合には、在宅利用の適用を認めるものとしています。

在宅でのサービス利用の取扱いの具体的内容等については、本市発出の通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所における対応Q&A（和歌山市版）」（和福障第545号、令和2年5月11日付通知）においても、内容をご確認いただき、適切な取扱いにより適用していただきますようお願いいたします。

なお、適切な支援及び事務手続きを行っていない場合には、実地指導等における指導の対象となる場合がありますのでご了承ください。

届出書（開始時期に提出要）及び報告書（終了時期に提出要）の様式（各サービス種別ごと）並びに「和歌山市版Q&A」については、和歌山市障害者支援課のホームページ上に掲載しています。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/1027188/1027720.html>

(障害福祉関係) 新型コロナウイルス感染症への対応について(ホームページ番号:1027720)

**※なお、在宅利用の適用開始日については、和歌山市にて届出書の受理日より適用することを基本としますが、年始からの急激な感染拡大により、やむを得ず適用日までの届出書の提出が困難となる場合等については、障害者支援課にご相談ください。**

(連絡先)

和歌山市障害者支援課 指定審査グループ

(TEL) 073-435-1060

(FAX) 073-431-2840